

平成二十年一月九日 経済産業省告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第三百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

計量法第三百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
独立行政法人産業技術総合研究所	減衰器、エアライン、ミスマッチライン又は終端器であつて、周波数が	標準エアライン群であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保

<p>○・一ギガヘルツ以上三十三ギガヘルツ以下の場合において、入射波と反射波との比又は入射波と透過波との比が一以下のもの</p>	<p>光電検出器であつて、波長が千三百十ナノメートル及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が九十デシベル以上九十デシベル以下のもの</p>	<p>管するもの</p>
<p>白金抵抗温度計であつて、特定標準器による校正が行われる温度がマイ</p>	<p>光減衰量測定装置であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>	<p>温度定点群実現装置であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が</p>

	<p>ナス百八十九度のもの</p> <p>レーザー干渉式振動測定装置又は振動加速度計であつて、校正範囲が〇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一ヘルツ以上十キロヘルツ以下（ 一ヘルツ以上五キロヘルツ以下を除く）のもの 	<p>保管するもの</p> <p>レーザー干渉式振動測定装置であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの</p>
--	---	---